

## 令和3年度「重要物流道路」の指定に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、「重要物流道路」の指定に関する要望を行うため、当協会が令和2年度に要望した区間以外で追加すべき区間がある場合の要望区間を受け付けます。

### 1. 要望のねらい

#### (1) 重要物流道路とは

- 全国的な貨物輸送網の形成を図り、安定的なトラック輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な区間を定めて「重要物流道路」として指定するもの。(道路法第48条の17)
- 重要物流道路の構造基準は、貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められる。(道路法第48条の18)  
車両高さ 3.8m→4.1m へ引上げ。
- 供用中区間のみならず事業中区間、計画中区間を含めて指定され、国が指定区間の機能強化や重点支援を実施。

#### (2) 追加指定要望のねらい

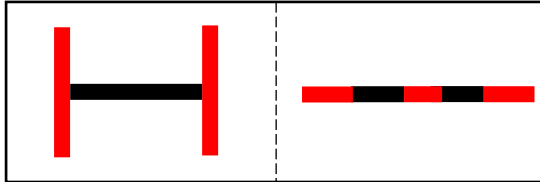
- 「働き方改革」を実現し、トラック事業者が更に社会貢献していく上で、トラックの輸送効率化を高めるための道路整備が重要。
- 「重要物流道路」に指定され、指定区間に集中投資がなされることにより、高速道路の新設、既存道路の拡幅や立体交差化などの機能強化が行われれば、トラックが生活物資、産業物資、災害時の緊急支援物資などの輸送を、効率的かつスムーズに行うことが可能。
- トラック事業者の目線から早急な道路整備が真に必要なと考えられる区間について、各都道府県トラック協会から寄せられた情報を基に全ト協がとりまとめ、国土交通省等へ要望活動を展開する。
- 国際海上コンテナ車両(40ft背高)を対象とした許可不要措置を目的とした要望は、改正道路法に基づき特殊車両通行許可を不要とする新たな制度が創設されることもあり、ここでは取り扱わない予定。  
(重要物流道路で必要な整備を終えた区間は別途指定され、国際海上コンテナ車(40ft背高)が特殊車両通行許可の不要。  
(車幅≦2.5m、車高≦4.1m、車長≦16.5m、総重量≦44ト))

## 2. 対象区間

次の1～2に該当する区間であることを条件とします。

1. 要望区間の始点および終点が、既指定の重要物流道路または物流団地等に接続しており、道路ネットワーク形成が成り立つ区間。

【要望区間のイメージ】

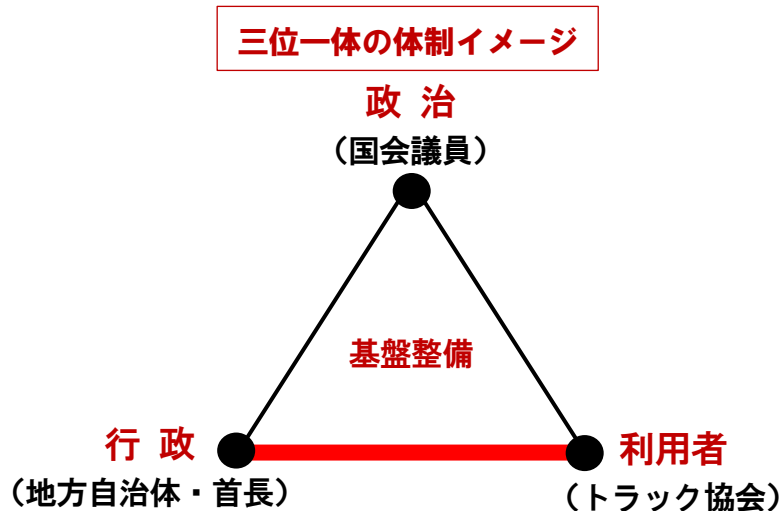


■ 既指定の重要物流道路      ■ 要望区間

2. 道路の基盤整備に不可欠な三位一体の体制<sup>※1</sup>のうち、少なくとも行政（地方自治体・首長）および利用者（トラック協会）の2者において、基盤整備の促進について意向が一致している区間。

要望活動を進めるにあたり、地元の都道府県や市区町村と連携した活動としていくことが効果的であり重要。指定要望区間の収集にあたり、地元自治体の要望活動の動き等を把握し、意見交換などをしていただき、これらを考慮に入れたものとしていただくことが、その後の力強い要望活動に繋がる。

※1 「三位一体の体制」：①政治（国会議員）、②行政（地方自治体・首長）、③利用者（トラック協会）の3者からなる体制



### 3. 提出ファイル

次の電子ファイルを提出する。

#### ○「重要物流道路」の指定に関する要望 提出票 (Word ファイル)

##### 【令和2年度 国土交通省道路局に対して要望した区間の取扱い】

令和2年度において、全日本トラック協会から国土交通省道路局に対して要望した区間は、今年度、引き続き要望の対象としますので、当該区間のファイル提出は不要です。

### 4. 提出方法

各都道府県トラック協会より、令和3年5月31日(月)までに、電子ファイルにて道路企画室宛てに提出して下さい。

#### (1) 提出期日

令和3年5月31日(月)

#### (2) 提出先

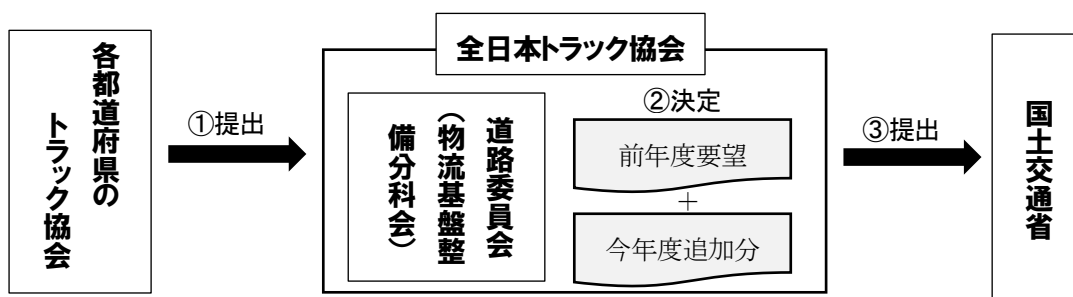
(公社)全日本トラック協会 企画部 道路企画室 宛て

※メール送信または CD-ROM 等により、電子ファイルにて提出する。

①送信先メールアドレス：dourokikaku@jta.or.jp

②CD-ROM 等電子媒体の送付先住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5

### 5. 要望の流れ



①4～5月 各都道府県トラック協会から全日本トラック協会への提出

②7～8月 道路委員会（物流基盤整備分科会）にて要望区間の決定

③秋頃 全日本トラック協会から国土交通省への提出

◇本件の問い合わせ先

企画部 道路企画室 TEL:03-3354-1068 E-mail:dourokikaku@jta.or.jp